

横浜市旭公会堂  
指定管理者選定委員会  
選定結果報告書

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市旭公会堂の指定管理者の選定にあたり、横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査や公開ヒアリングの開催を行ってまいりました。

この度、選定委員会による審査が終了し、第1位候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

なお、この報告書は公開を前提としており、「横浜市旭公会堂指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）では、団体名と審査における評点を旭区地域振興課ホームページで公表することとしています。

## 2 横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会委員

（氏名五十音順：委員長除く）

	氏名	所属等	備考
委員長	石田 麻子	昭和音楽大学教授	学識経験者
委員	内田 紘司	旭区文化振興会会長	利用者代表
委員	富野 良視	公益財団法人神奈川芸術文化財団事務局長	学識経験者
委員	馬場 由布子	馬場由布子税理士事務所 税理士	財務の専門家
委員	峯宇 邦男	鶴ヶ峰地区町内会連合会会長	地域代表

## 3 指定候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会 （指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討）	令和3年4月27日（火）
公募期間（旭区ホームページへ掲載し周知）	令和3年5月14日（火）～ 7月2日（金）
公募要項に関する質問受付（0件）	令和3年5月27日（木）～ 6月3日（木）
公募要項に関する質問に対する回答	令和3年6月10日（木）～
提案書類の受付（1団体）	令和3年6月30日（水）～ 7月2日（金）
●第2回横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会 （公開ヒアリング及び本審査）	令和3年7月20日（火）

## 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価項目及び配点」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、公開ヒアリングにおいて、応募団体からの提案説明及び選定評価委員による質疑を行い、第1位候補者を選定しました。

最低基準点は、各委員175点満点の6割の105点です。ただし、105点に満たない委員がひとりでもいる場合は不採択としました。

第3期 横浜市旭公会堂指定管理者評価基準項目(評点表)

団体名				選定委員:			
評価基準項目				評価対象	評価	係数	評点 (評価×係数)
1	公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解 (20点)	1 公会堂の設置理念・施設特性の理解	①公会堂の設置目的や役割を理解し、施設運営に反映された提案がなされているか。	様式2-2-(1)	1・2・3・4・5	1	
			②施設の機能を活かした効果的な施設運営が提案されているか。	様式2-2-(1)	1・2・3・4・5	1	
		2 区の特性、区政運営の方向性、立地特性等の理解	①区の特性、区政運営方針等を理解し、施設運営に反映させた提案がなされているか。	様式2-2-(1)	1・2・3・4・5	1	
			②施設の立地、周辺環境や利用対象エリア、対象利用者について分析・条件設定がなされており、施設運営に反映させた提案がなされているか。	様式2-2-(1)	1・2・3・4・5	1	
2	公共施設としてのサービス品質の維持・向上 (55点)	1 施設に求められるサービスの把握と平等な提供	①公共施設として全ての利用者に対し平等にサービスを提供すべきことを念頭に置いているか。	様式2-2-(1) 様式2-2-(2)	1・2・3・4・5	2	
			②貸館施設として提供すべきサービスの内容と維持すべき質について適切に把握しているか。	様式2-2-(1) 様式2-2-(2)	1・2・3・4・5	1	
			③利用者の意見、要望、苦情等の受付体制が整っているか。	様式2-3-(2)-ア	1・2・3・4・5	1	
		2 利便性の向上・ホスピタリティの向上の取組	①現状を分析し、さらに利用者の利便性を向上させる運営上の工夫が提案されているか。	様式2-2-(1) 様式2-2-(2) 様式2-3-(2)-ア 様式2-3-(2)-イ	1・2・3・4・5	2	
			②質の高い接客サービスを提供するための提案がなされているか。	様式2-2-(1) 様式2-2-(2) 様式2-3-(2)-ア 様式2-3-(2)-イ	1・2・3・4・5	2	
			③会議室及び和室における利用環境の改善による利用効率の向上や地域の連携強化によるコミュニティ醸成への新たな事業展開について、具体的なかつ現実的なアイデアが提案されているか。(5点)	様式2-3-(2)-エ	1・2・3・4・5	1	
		3 施設のクオリティを維持する施設管理計画	①施設の機能を維持するため必要十分な管理計画が組まれているか。	様式2-2-(3) 様式2-3-(3)-ア 様式2-3-(3)-イ	1・2・3・4・5	1	
②設備の故障等を予防し、発生時には迅速に対応可能なメンテナンス計画が組まれており、施設の長寿命化に貢献しているか。	様式2-2-(3) 様式2-3-(3)-ア		1・2・3・4・5	1			
3	管理運営経費の縮減 (40点)	1 効率的な管理運営の工夫	①現状を分析し、さらに効率的な管理運営を行うための工夫がなされているか。新型コロナウイルス感染症を含む不可抗力の影響等で利用料金収入が減少となった場合の具体的な対応方法が提案されているか。	様式2-2-(3) 様式2-3-(3)-ア 様式2-3-(3)-イ 様式2-4-(1) 様式2-4-(2)	1・2・3・4・5	4	
		2 利用料金収入増加への意欲	②利用料金収入について、区見込額を超える水準の目標設定を行っているか。	様式2-3-(2)-ア 様式2-3-(2)-イ 様式2-4-(1) 様式2-4-(2) 様式3	1・2・3・4・5	4	

4	安定した運営体制の確保 (40点)	1 安定性 (管理運 勢の体制 が充分か)	①業務を継続するために必要な人員配置計画がなされているか。	様式2-3-(1)-ア	1・2・3・4・5	1	
			②施設及び設備の維持管理のために必要な人員配置あるいは適切な委託計画がなされているか。	様式2-3-(1)-イ 様式2-3-(3)-ア 様式2-3-(3)-イ	1・2・3・4・5	1	
			③施設を安定して管理運営するための社内体制及び実績があるか。	様式2-1-(1) 様式2-2-(3) 様式2-3-(1)-ア	1・2・3・4・5	1	
		2 健全性 (個人情報保護、法令順守、職員研修、自己評価)	①個人情報保護、環境への配慮、法令順守及び本市の重要施策への対応等の体制が整っているか。	様式2-3-(2)-ウ	1・2・3・4・5	1	
			②職員の資質向上のための研修が計画されているか。	様式2-3-(1)-イ	1・2・3・4・5	1	
			③業務を点検するための自己評価の仕組みが整っているか。	様式2-3-(1)-イ	1・2・3・4・5	1	
		3 安全性 (危機管理対策)	①市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。	様式2-3-(1)-イ 様式2-3-(1)-ウ	1・2・3・4・5	1	
			②施設の設定の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。	様式2-3-(1)-イ 様式2-3-(1)-ウ	1・2・3・4・5	1	
		5	団体の状況・実績 (-5点～+10点)	1 団体の資質	応募団体は、市内中小企業又は地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体か。(5点)	記載事項証明書 団体定款等	0・5
2 団体の実績	(現指定管理者が応募した場合) ・区の業務点検等による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象) ・前指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組等は適切であったか。(利用者に安心を与える対応となっていたか。)(加減点対象) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る段階的な利用制限緩和の際に、市ガイドラインで示した利用制限を踏まえうえて、利用者のニーズを適切に反映した対応を実施していたか。(加減点対象) (-5点～+5点)			区から管理運営の実績に関する資料を提出 区から選定報告書の写し等を提供	(-5～+5点)	1	
6	新型コロナウイルスへの対応等(10点)	(新規) ①利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等)	様式2-5	1・2・3・4・5	1		
		(新規) ②コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。(自主事業計画含む。)	様式2-5	1・2・3・4・5	1		
						合計	

## 5 応募者の制限

応募団体（代表団体及び構成団体）について、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

### 【公募要項：7 応募に関する事項(4) 欠格事項】

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式 9）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2 年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式 10）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

## 6 応募団体

1 団体から応募がありました。団体の名称等は以下のとおりです。

団体名	構成団体名（共同事業体の場合）
株式会社 清光社	—

## 7 審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を第 1 位候補者と決定しました。

**【第 1 位候補者】 株式会社 清光社**

※委員別採点内訳（最低基準点：項目 1～6 の計 175 点/1 人の 6 割＝105 点/1 人）

委員 項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	小 計
1	12	18	16	19	14	79
2	37	41	41	40	38	197
3	24	24	24	32	27	131
4	24	31	29	36	23	143
5	5	5	5	5	5	25
6	8	8	7	7	6	36
合計	110	127	122	139	113	611

※採点項目について

No.	項 目	満点／1人
※1	公会堂の設置理念、区政運営上の位置づけの理解	20
※2	公共施設としてのサービス品質の維持・向上	55
※3	管理運営経費の軽減	40
※4	安定した運営体制の確保	40
※5	団体の状況・実績	10
※6	新型コロナウイルスへの対応等	10
合 計		175

## 8 審査講評

- ・施設の老朽化を踏まえ、長期修繕計画を策定して計画的な修繕や補修を行うなど、施設保全の取組について前向きに検討している。
- ・施設稼働率の向上について、利用促進の具体的な取組内容や向上率を掲げており評価できる。
- ・音響などの有資格者を舞台技術者として配置することや、スタンプカード制度の導入、新規サークル団体の優先予約など、利用者の視点に立った提案内容となっている。
- ・ギャラリーでの小学校の作品展の開催や自治会との連携協力など、地域連携にも前向きであり評価できる。
- ・現場職員の負担を減らす勤務体制の構築など、より良い施設運営がなされるよう期待したい。